

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和4年(2022年)9月26日

宇部市議会議長 河崎 運 様

産業建設委員長 田中文代

記

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議案第74号	宇部市手数料徴収条例中一部改正の件	原案可決	長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、手数料の新設その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第77号	和解について	原案可決	令和4年4月7日にボスティビルド3階で発生した火災により、供用開始予定であった子育てサークル等で使用する備品等が被災し、供用開始に遅れが生じた事案に関し、市が被った損害の賠償請求に係る相手方との和解について市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第78号	宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件	原案可決	令和3年度の水道事業会計の剰余金を建設改良積立金へ積み立てるとともに、資本金へ組み入れることについて、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第79号	宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件	原案可決	令和3年度の下水道事業会計の剰余金を建設改良積立金へ積み立てるとともに、資本金へ組み入れることについて、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議案第80号	損害賠償の額を定める件 (追認)	原案可決	宇部市水道事業会計において、議会の議決を得ることなく、損害賠償の額を定めていた事案の追認の議決を求めるもので、平成24年度に発生した水道施設による物損事故に係る損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第81号	損害賠償の額を定める件 (追認)	原案可決	宇部市水道事業会計において、議会の議決を得ることなく、損害賠償の額を定めていた事案の追認の議決を求めるもので、令和2年度に契約した工事について、市の責めに帰すべきと認められる工期延長を行ったことにより、使用期限のある工事材料を使用不能とさせたことに係る損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第82号	損害賠償の額を定める件 (追認)	原案可決	宇部市水道事業会計において、議会の議決を得ることなく、損害賠償の額を定めていた事案の追認の議決を求めるもので、令和3年度に発生した給水管漏水による物損事故の損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第83号	損害賠償の額を定める件 (追認)	原案可決	宇部市水道事業会計において、議会の議決を得ることなく、損害賠償の額を定めていた事案の追認の議決を求めるもので、令和3年度に発生した給水管漏水による物損事故の損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。